

旅 費 規 程

第1条〔目 的〕

本規程は、WEリーグ規約に基づき、選手、監督、コーチ、審判員およびマッチコミッショナー等の交通費・宿泊費について定める。

第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

(1) チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。

- ① 人員数は27名（役員およびチームスタッフ9名、選手18名）を上限とする
- ② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする

ただし、

- イ. 在来線による場合は普通車の特急またはB寝台とする
- ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある

- ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金12,000円以下とし、実費精算とする

ただし、

- イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道100km未満のときを除く
- ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の1泊を認めることがある

(2) 前2項の交通費・宿泊費は、その全額を、遠征を行ったチームを保有するWEクラブが負担する。

第3条〔審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費〕

(1) 審判員の交通費・宿泊費は、次の基準によりWEリーグが支給する。

- ① 宿泊費は、1泊につき金10,000円以下とし、実費精算とする

別途宿泊手当として1泊につき金2,000円を支給する

ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が200km以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める

- ② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復金2,000円を超えない場合、一律金2,000円とする

ロ. 往復金2,000円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道100km未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道100km以上のときは、これに加え、在来線特急列車および寝台列車ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

(2) WEリーグ規約第4章第4節における非公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、前2項に定める基準により、主管者が支給する。

(3) 公式試合のマッチコミッショナーの交通費・宿泊費は、次の基準によりWEリーグが支給する。

- ① 宿泊費は、1泊につき金10,000円以下とし、実費精算とする
ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が200km以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める
- ② 交通費は、次の基準により支給する
 - イ. 往復金2,000円を超えない場合、一律金2,000円とする
 - ロ. 往復金2,000円を超える場合は、実費精算とする
ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする
片道100km未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道100km以上のときは、これに加え、在来線特急列車および寝台列車ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

第4条〔監督・コーチ等の行事参加〕

- (1) クラブの監督およびコーチ等が、WEリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりWEリーグが支給する。
 - ① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする
 - ② 宿泊費は、1泊につき金12,000円以下とし、実費精算とする

第5条〔選手の行事参加〕

選手が、WEリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第2条第1項または第2項に定める基準により、WEリーグが支給する。

第6条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第7条〔施行〕

本規程は、令和3年4月28日から施行する。

〔改正〕

2024年7月17日